

令和5年御殿場市議会 6月定例会議案資料

件名	頁
承認第3号・第4号関係共通資料	1
承認第3号関係資料	3
承認第4号関係資料	3 7
承認第5号関係資料	3 9
議案第31号・第32号共通関係資料	5 3
議案第31号関係資料	5 5
議案第32号関係資料	5 7
議案第33号関係資料	5 9
議案第34号関係資料	6 1
議案第35号関係資料	6 3
議案第36号関係資料	6 6
議案第37号関係資料	6 9

承認第3号・第4号関係共通資料

御殿場市税賦課徴収条例 御殿場市都市計画税条例 } の改正概要
--

1 背景

本件は、令和5年度地方税法改正により、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び市たばこ税に関し、専決処分により御殿場市税賦課徴収条例及び御殿場市都市計画税条例についてそれぞれ所要の改正を行ったものです。

2 改正条例

- (1) 御殿場市税賦課徴収条例
- (2) 御殿場市都市計画税条例

3 主な改正内容

(1) 市民税関係

- ア 森林環境税の導入に伴う改正
- イ 給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化
- ウ 個人市民税及び法人市民税の電子納付の納付方法の拡充
- エ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長
- オ 優良住宅地の造成等に係る土地長期譲渡所得の特例の延長
- カ 新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例の規定の整備

(2) 固定資産税・都市計画税関係

地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）に関する、条項の追加、参照条項のずれ等の改正

(3) 軽自動車税関係

- ア 特定小型原付の種別割課税区分の定義
- イ 種別割のグリーン化特例（軽課）の延長
- ウ 不正を行った自動車メーカーを種別割及び環境性能割の納税義務者とみなして徴収する不足額の加算金割合の変更
- エ 環境性能割の臨時的軽減措置期間終了に伴う規定の削除

(4) 市たばこ税関係

納付方法の拡充

4 施行日（御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例等関係）

(1) 原則 令和5年4月1日（次に掲げるものを除く。）

(2) 軽自動車税（特定小型原付の種別割課税区分変更）に係る改正 令和5年7月1日

(3) 個人市民税（森林環境税の導入に伴う改正）、軽自動車税（不正を行った自動車メーカーを種別割及び環境性能割の納税義務者とみなして徴収する不足額の加算金割合の変更）に係る改正 令和6年1月1日

(4) 個人市民税（給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化）に係る改正 令和7年1月1日

10

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 【略】

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 【略】

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 【略】

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給

新

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第 3 4 条の 9

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 4 8 条の 9 の 3 から第 4 8 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 3 6 条の 3 の 2

- 2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

3 第 1 項

第 1 項

4 第 1 項及び前項

目

与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法）

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 【略】

（市民税の納税通知書）

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

新

5

第3項

6

第4項

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条

により

に

より

2

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(市民税の納税通知書)

第41条

、個人の

及び森林環境税額の合算額

により

により

により

により

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

目

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けたものであり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち、その他市長の定めるもので、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)及び(2) 【略】

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に、給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 【略】

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により

新

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けたものであり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち、その他市長の定めるもので、特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1) 及び (2)

2

には

により

により

により

3

により

により

により

により

4

5

により

により

目

特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者から申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払いがされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

- 第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によって納入しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

- 第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては、直ちに普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に

新

により

により

により

により

により

6

により

により

により

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条

により

には

により

により

には

には

直ちに、

により

2

通知により

目

係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 【略】

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

第 17

条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により を納付し、又は納入することを委託したものとみなす

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 47 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1)

(2) により

2

により

目

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2から4まで 【略】

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る

新

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6

により

に

より

には

には

により

2

方法により

第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により を納付し、又は納入することを委託したものとみなす

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2から4まで

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る

目

同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6から16まで 【略】

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3及び4 【略】

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

アからウまで 【略】

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪

新

同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6から16まで

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 には

3及び4

（種別割の税率）

第82条 【略】

(1) 原動機付自転車

アからウまで

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪の

目

のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)及び(3) 【略】

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2から4まで 【略】

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申

新

もの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの
年額 3,700円

(2)及び(3)

（たばこ税の申告納付の手続）

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2から4まで

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申

目

告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 【略】

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 【略】

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 【略】

2 【略】

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

新

告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 令和9年度

2及び3

(読替規定)

第10条 又は第63条

若しくは第63条

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2

2

3 附則第15条第25項第1号イ

4 附則第15条第25項第1号ロ

目

- 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 【略】

17 【略】

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 【略】

2から11まで 【略】

新

5 附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ハ

6 附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ニ

7 附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号イ

8 附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ロ

9 附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ハ

1 0 附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ

1 1 附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ

1 2 附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ

1 3 附則第 1 5 条第 3 2 項

1 4 附則第 1 5 条第 3 3 項

1 5 附則第 1 5 条第 3 8 項

1 6

1 7 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1
とする。

1 8

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第 1 0 条の 3

2 から 1 1 まで

1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 【略】

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 【略】

13 【略】

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

新

家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１６項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

13

附則第７条第１７項

(1)から(4)まで

(5) 附則第７条第１７項

(6)

14

目

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 15 条の 2 の 2 【略】

2 及び 3 【略】

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第 15 条の 6 【略】

2 【略】

3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 8 1 条の 4（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第 44 条第 3 項に規定する車両番号の指定（次項から第 8 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 8 2 条の規定の適用については、
当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア（イ）	3, 900 円	4, 600 円
第 2 号ア（ウ） a	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
第 2 号ア（ウ） b	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には 令和 3 年度分 の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2

2及び3

4

100分の35

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6

2

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条

第4項

2

31日まで

た日の属する年度の翌年度分

令和4年4月1日から令和8年3月

、当該初回車両番号指定を受け

旧

第2号ア（イ）	3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円
第2号ア（ウ） a	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
第2号ア（ウ） b	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア（イ）</u>	<u>3, 9 0 0 円</u>	<u>2, 0 0 0 円</u>
<u>第2号ア（ウ） a</u>	<u>6, 9 0 0 円</u>	<u>3, 5 0 0 円</u>
	<u>1 0, 8 0 0 円</u>	<u>5, 4 0 0 円</u>
<u>第2号ア（ウ） b</u>	<u>3, 8 0 0 円</u>	<u>1, 9 0 0 円</u>
	<u>5, 0 0 0 円</u>	<u>2, 5 0 0 円</u>

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア（イ）</u>	<u>3, 9 0 0 円</u>	<u>3, 0 0 0 円</u>
<u>第2号ア（ウ） a</u>	<u>6, 9 0 0 円</u>	<u>5, 2 0 0 円</u>
	<u>1 0, 8 0 0 円</u>	<u>8, 1 0 0 円</u>
<u>第2号ア（ウ） b</u>	<u>3, 8 0 0 円</u>	<u>2, 9 0 0 円</u>
	<u>5, 0 0 0 円</u>	<u>3, 8 0 0 円</u>

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

新

目

4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第17条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうか

新

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。
- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第17条

第4項

目

の判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 【略】

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第18条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 【略】

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 【略】

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

新

2

3

100分の35

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第18条の2

令和8年度

(1)及び(2)

2

令和8年度

3

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

目

第26条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

新

第26条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の御殿場市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第17条第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第17条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第17条第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき御殿場市税賦課徴収条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用

目

新

し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第17条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の御殿場市税賦課徴収条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧
附 則 1 【略】 (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 5から14まで 【略】 15 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

新

附 則

1

(法附則第15条第32項の条例で定める割合)

2

附則第15条第32項

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

3

附則第15条第33項

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

4

附則第15条第38項

5から14まで

15

第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項

附 則(施行期日)1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の御殿場市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第15項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

御殿場市国民健康保険税条例の改正概要

1 背景

低所得者階層に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るため、納税義務者及び世帯に属する被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合には、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を地方税法施行令で定める基準に従い、条例で定める額を軽減した後に賦課しています。今回、令和5年3月31日に公布された地方税法施行令の一部改正により、軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、軽減対象世帯の拡大が図られました。

これらに伴い、関連する御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2 具体的な改正内容

(1) 5割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額の引き上げ）

【従前】 基準額 43万円＋給与所得者等の数（※1）－1×10万円

＋28.5万円× 被保険者数（※2）

（具体例 3人世帯の場合：給与収入 約195万円（未満））

【改正後】 基準額 43万円＋給与所得者等の数（※1）－1×10万円

＋29万円× 被保険者数（※2）

（具体例 3人世帯の場合：給与収入 約197万円（未満））

(2) 2割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額の引き上げ）

【従前】 基準額 43万円＋給与所得者等の数（※1）－1×10万円

＋52万円× 被保険者数（※2）

（具体例 3人世帯の場合：給与収入 約295万円（未満））

【改正後】 基準額 基準額 43万円＋給与所得者等の数（※1）－1×10万円

＋53.5万円× 被保険者数（※2）

（具体例 3人世帯の場合：給与収入 約302万円（未満））

（※7割軽減は従前のおり 基準額 43万円以下）

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））

※2 同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者を含む。

(参考) 令和5年度国保税率・税額 (前年度からの変更なし)

区分 内容	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 ※40歳以上65歳未満	計 (介護納付金分 含む)
◆所得割額	6.0%	2.3%	2.0%	10.3%
◆被保険者均等割額	24,000 円	9,600 円	14,400 円	48,000 円
○7割軽減 (軽減後税額)	7,200 円	2,880 円	4,320 円	14,400 円
○5割軽減 (軽減後税額)	12,000 円	4,800 円	7,200 円	24,000 円
○2割軽減 (軽減後税額)	19,200 円	7,680 円	11,520 円	38,400 円
◆世帯平等割額 ※特定世帯及び特定継続世帯以外	21,600 円	7,800 円		29,400 円
○7割軽減 (軽減後税額)	6,480 円	2,340 円		8,820 円
○5割軽減 (軽減後税額)	10,800 円	3,900 円		14,700 円
○2割軽減 (軽減後税額)	17,280 円	6,240 円		23,520 円

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧
(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 【略】 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） アからオまで 【略】 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） アからオまで 【略】 (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>第24条の2</u>において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給

新

(国民健康保険税の減額)

第23条 【略】

(1)

(2)

29万円

アからオまで

(3)

53万5,000円

アからオまで

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2

第24条の2第1項

目

与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 【略】

- 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場

新

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2

2

又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう）

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3

第23条

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

4

第23条の

目

株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所

新

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5

第23条の

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7

第23条の

目

得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法（附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

新

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8

第 2 3 条 の

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9

第 2 3 条 の

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 0

第 2 3 条 の

目

第 2 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 4 6 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 2 3 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 4 6 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 2 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 2 3 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 4 6 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第 2 項中「又は山林所得

新

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 3

第 2 3 条の

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 4

2 3 条の

第

目

金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

新

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の御殿場市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号・第 3 2 号関係共通資料

御殿場市道路占用料徴収条例及び御殿場市河川管理条例の改正概要

1 背景

本市では、道路占用として約 12,300 件、河川占用として約 8,500 件をそれぞれ許可しています。そのうち道路占用、河川占用共に約 1,200 件について、「御殿場市道路占用料徴収条例」、「御殿場市河川管理条例」に基づき、毎年占用料を徴収しています。占用料徴収は、大口占有者の東京電力、NTT、御殿場ガスなどを除き、小規模事業者、個人事業者、一部の一般家庭などで、一般家庭からの排水管の接続等については、大部分が免除となっています。

本市において、500 円未満の占用料は、占用料全体の収入の 1.1% ですが、件数では、道路占用が 56.9%、河川占用の 500 円が 50.8% を占めており、占用料全体の 53.8% が 500 円以下となっています（表 1）。

現在の道路占用料の最低金額は 100 円、それ以上は 1 円単位、河川占用料の最低金額は 500 円、それ以上は 100 円単位で徴収することを静岡県条例に基づき定めています。しかし、印刷代、郵送料等を含めた事務経費を試算した結果、1 件あたり 436 円を要することから、道路占用料については赤字になるものが半数以上を占めており、赤字解消と事務量の軽減のための対策が必要になっています。また、算定方法が統一されていないため、公平性の確保が課題となっています。

（表 1）御殿場市の道路及び河川の占用件数及び金額（令和 4 年 10 月現在）

占用の種類	全体 (件)	うち占用料 徴収対象 (件)	占用料(円)	少額の件数 (件)	少額の割合	500 円未満 徴収金額 (円)
道 路	12,307	1,219	32,209,937	694	56.9%	121,869
河 川	8,527	1,257	7,025,900	(639)	(50.8%)	(319,500)
計	20,834	2,476	39,235,837	(1,333)	(53.8%)	(441,369)

※「少額」は 500 円未満のもの。()内は、500 円を含めた数字。

2 条例改正の内容（占用料の算定方法）

500 円未満の占用料を免除し、それ以上は 1 円単位で徴収します。

また、これまで一つの占用物件に対しそれぞれ占用料を算出していましたが、同一敷地内の占用物件の合計に対して、免除対象とするようにしました。これは、「占用物件の統合を図る

ことにより管理を容易にするため」と「占用申請を分割して申請し、意図的に占用料を逃れることができないようにするため」です。

3 推定される効果

条例改正により、算定方法を統一し、公平性を確保することで500円までの道路占用料及び河川占用料の実収入として139,819円の増、徴収件数は、2,476件から1,143件となり、半数以上を免除対象とすることで、赤字の解消、占用者の負担、事務経費及び事務量の軽減を図ることができます。(表2-3)

(表2-1) 条例改正前後の道路占用料の試算

項 目	改正前	改正後	改正前後の差	備 考
占用料徴収件数	1,219 件	525 件	△694 件	
徴収料金 A	32,209,937 円	32,088,068 円	△121,869 円	収入
事務経費 B	531,484 円	228,900 円	△302,584 円	支出
実収入 A－B	31,678,453 円	31,859,168 円	180,715 円	

(表2-2) 条例改正前後の河川占用料の試算

項 目	改正前	改正後	改正前後の差	備 考
占用料徴収件数	1,257 件	618 件	△639 件	
徴収料金 A	7,025,900 円	6,706,400 円	△319,500 円	収入
事務経費 B	548,052 円	269,448 円	△278,604 円	支出
実収入 A－B	6,477,848 円	6,436,952 円	△40,896 円	

(表2-3) 条例改正前後の占用料全体の試算

項 目	改正前	改正後	改正前後の差	備 考
占用料徴収件数	2,476 件	1,143 件	△1,333 件	
徴収料金 A	39,235,837 円	38,794,468 円	△441,369 円	収入
事務経費 B	1,079,536 円	498,348 円	△581,188 円	支出
実収入 A－B	38,156,301 円	38,296,120 円	139,819 円	

4 施行日

施行日は、令和6年4月1日とします。なお、広報ごてんばに掲載する等により、令和6年度から占用料が変更になる旨の周知に努めます。

御殿場市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧
(占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。この場合において、同表の規定により算定した占用料の額 <u>(この条において「1 占用物件の占用料の額」という。)</u> に1円未満の端数があるときは、<u>これを切り捨て、1 占用物件の占用料の額が100円未満であるときは、100円とする。</u> (占用料の減免) 第4条 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料については、これを減額し、又は免除することができる。 (1)から(11)まで 【略】 <u>(12)</u> 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

新

(占用料の額)

第 2 条 占用料の額は、別表のとおりとする。この場合において、同表の規定により算定した占用料の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(占用料の減免)

第 4 条 【略】

(1) から (11) まで

(12) 同一敷地内の占用料の合計額が 5 0 0 円未満のもの

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の占用料の規定は、この条例の施行の日以後の占用期間に係る占用料について適用し、同日前の占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。

御殿場市河川管理条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧
(流水占用料等の徴収) 第17条 【略】 2 前項の規定による流水占用料等の額 <u>(この項において「1 占用物件の流水占用料等の額」という。)</u> に <u>100 円未満</u>の端数があるときは、<u>100 円に切り上げ、1 占用物件の流水占用料等の額が500 円未満であるときは、500 円とする。</u> 3 【略】 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等を免除することができる。 (1)から(3)まで 【略】 (4) その他特別の理由があると認めるとき。 5 前項の流水占用料等の免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

新

(流水占用料等の徴収)

第 1 7 条

2 前項の規定による流水占用料等の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3

4 【略】

(1)から(3)まで

(4) 同一敷地内の流水占用料等の合計額が 5 0 0 円未満のもの

(5) 【略】

5 前項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の流水占用料等の免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流水占用料等の規定は、この条例の施行の日以後の占用期間に係る流水占用料等について適用し、同日前の占用期間に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

御殿場市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧
(経営の基本) 第3条 【略】 2 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 (1) 【略】 (2) 計画処理人口は、<u>3万3,540人</u>とする。 (3) 1日最大汚水量は、<u>1万5,200立方メートル</u>とする。 3及び4 【略】

新

(経営の基本)

第 3 条

2 【略】

(1)

(2) 3 万 2, 0 6 0 人

(3) 1 万 5, 3 0 0 立方メートル

3 及び 4

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

西中学校外構整備工事の概要

1 事業の経緯

西中学校改築事業は、平成 23 年に策定した基本構想に基づき、老朽化した校舎及び屋内運動場の改築が完了しました。

そうした中、旧屋内運動場解体後のグラウンド拡張整備等を進め、屋外環境の向上を図るべく、令和 4 年度から屋外整備事業を実施しており、この度、実施設計が完了しましたので、令和 6 年末の完成に向けて、玉穂財産区及び印野財産区の繰入をいただき、外構整備工事を実施するものです。

2 工事の概要

(1) 工 事 名：西中学校外構整備工事

(2) 工事箇所：御殿場市 中畑南 地内

(3) 完成工期：令和 6 年 12 月 27 日まで

(4) 工事内容：

〔グラウンド整備〕

・グラウンド舗装工、側溝工、外周防球ネット工、放送設備、給排水設備

〔駐車場整備〕

・車道舗装工、区画線工

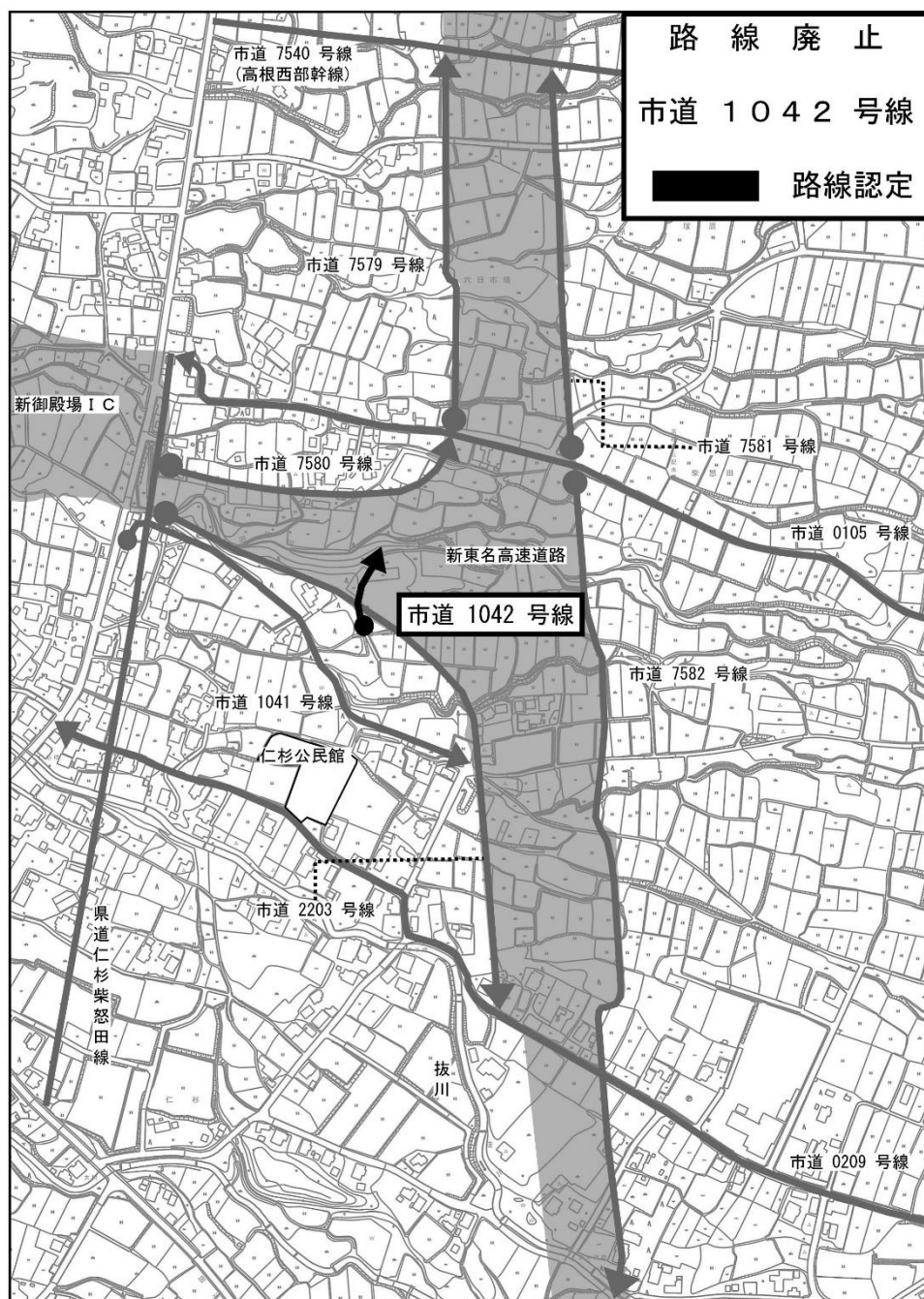
〔校内外構整備〕

・歩道舗装工、出入口整備工、階段工、植栽工、防護柵工、屋外電灯設備

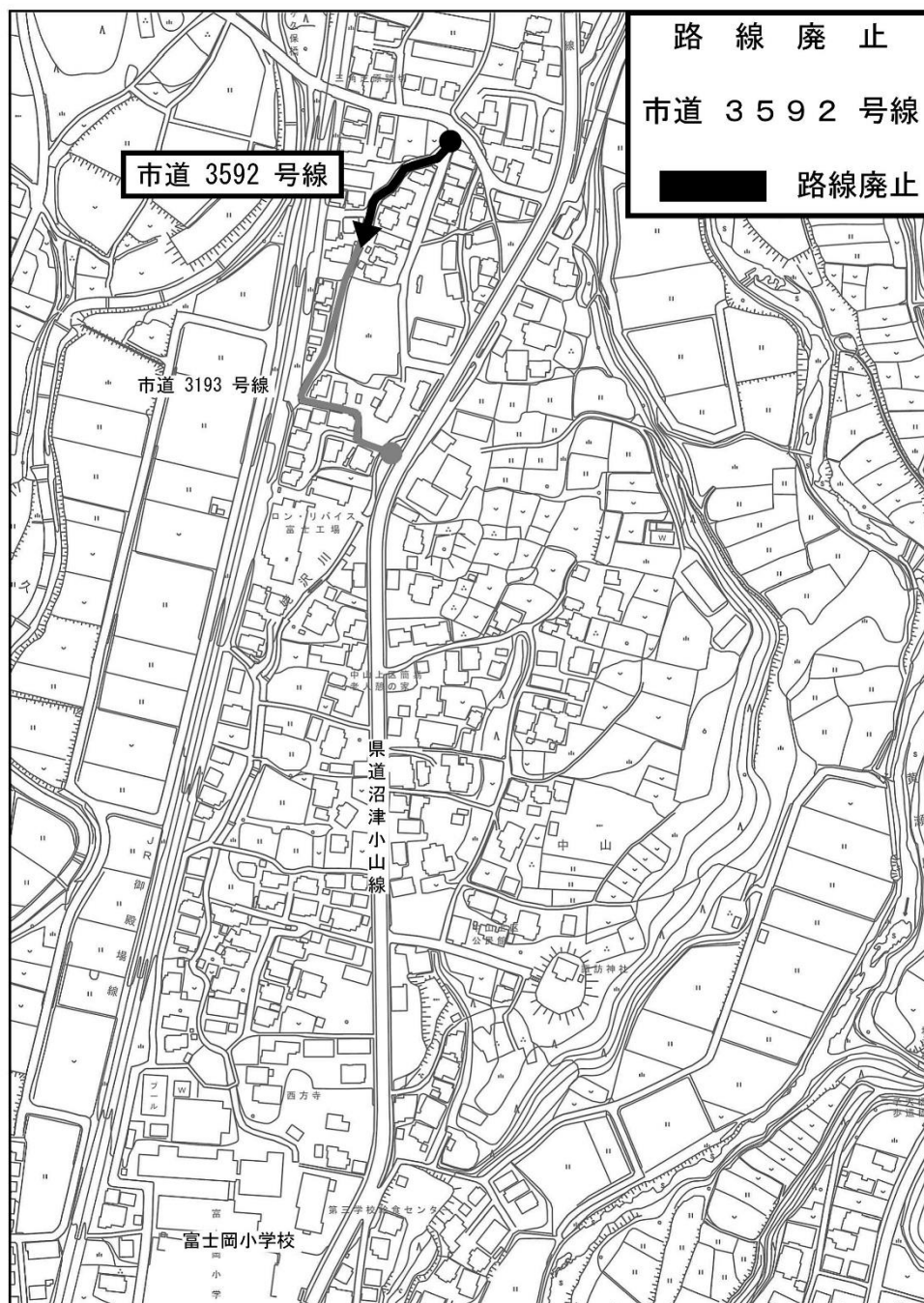


配置図

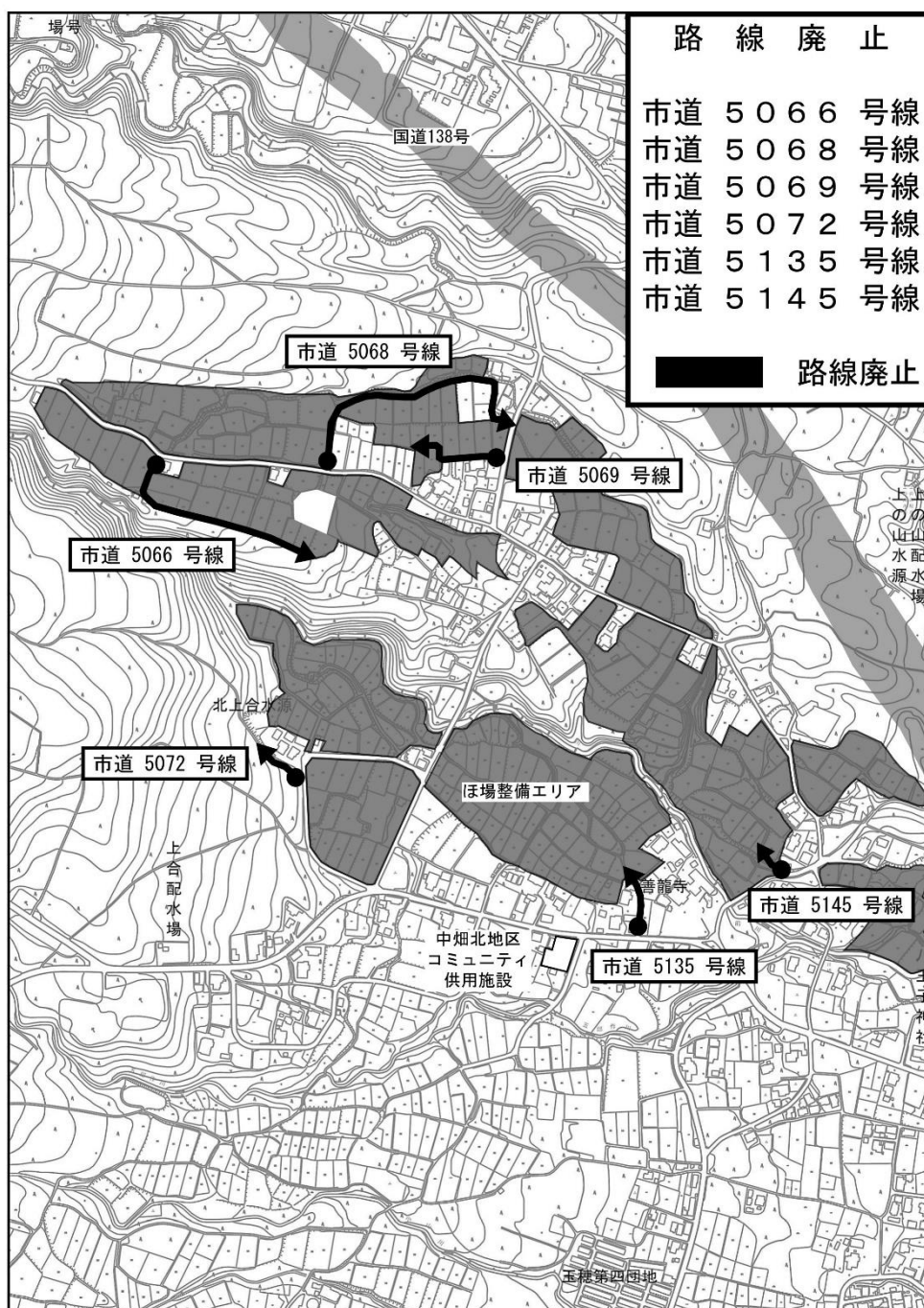
議案第 3 5 号関係資料



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
1042 号線	御殿場市仁杉 587 番 3 地先	御殿場市仁杉 589 番 1 地先	2.00~2.80	85.85

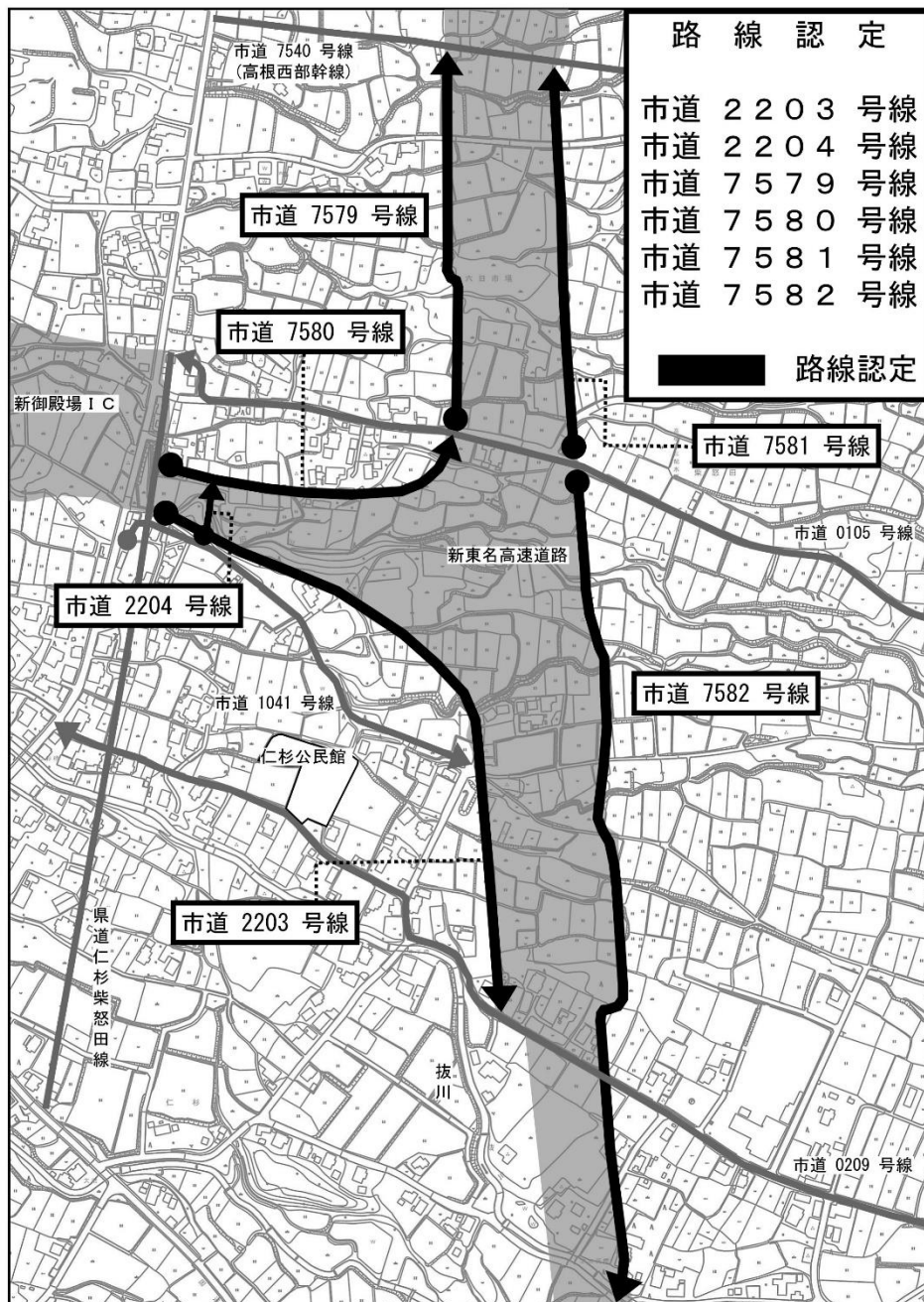


路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
3592 号線	御殿場市 中山 21 番 6 地先	御殿場市 中山 43 番 6 地先	6.20~8.70	93.53



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
5066 号線	御殿場市中畑1259番7地先	御殿場市中畑2448番地先	2.00～3.00	269.65
5068 号線	御殿場市中畑1198番2地先	御殿場市中畑1184番1地先	2.00～3.00	349.51
5069 号線	御殿場市中畑1180番4地先	御殿場市中畑2469番地先	2.00～2.30	123.43
5072 号線	御殿場市中畑967番1地先	御殿場市中畑967番1地先	1.80～1.80	49.35
5135 号線	御殿場市中畑908番1地先	御殿場市中畑2230番地先	2.00～3.40	103.75
5145 号線	御殿場市中畑2326番地先	御殿場市中畑2320番地先	2.00～2.00	27.54

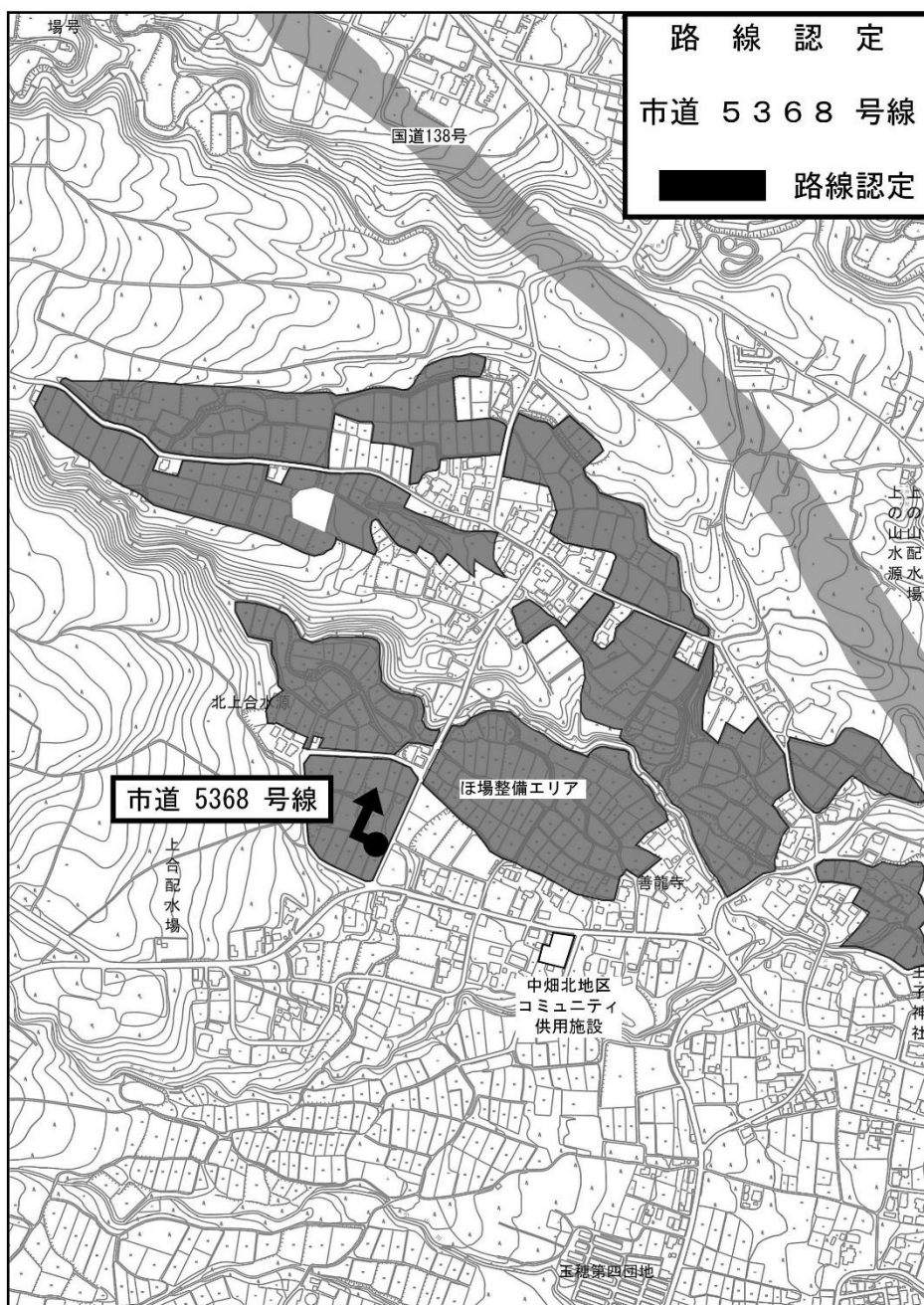
議案第 3 6 号関係資料



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
2203 号線	御殿場市仁杉 595 番 1 地先	御殿場市仁杉 287 番 9 地先	5.00～7.50	660.00
2204 号線	御殿場市仁杉 343 番 18 地先	御殿場市柴怒田 72 番 2 地先	5.00～5.00	60.00
7579 号線	御殿場市柴怒田 40 番 5 地先	御殿場市六日市場 418 番 1 地先	7.50～7.50	380.00
7580 号線	御殿場市柴怒田 79 番 1 地先	御殿場市柴怒田 32 番 1 地先	7.50～7.50	400.00
7581 号線	御殿場市柴怒田 1 番 13 地先	御殿場市六日市場 399 番 9 地先	7.50～7.50	400.00
7582 号線	御殿場市柴怒田 18 番 1 地先	御殿場市仁杉 141 番 1 地先	5.00～9.00	850.00



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
4607 号線	御殿場市川島田345番4地先	御殿場市川島田319番1地先	6.00～6.00	68.75
4608 号線	御殿場市川島田310番7地先	御殿場市川島田310番7地先	6.00～6.00	36.90



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
5368 号線	御殿場市中畑2267番地先	御殿場市中畑2269番地先	6.00～6.00	93.99

議案第 3 7 号関係資料



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
3193 号線	御殿場市中山 32 番 1 地先	御殿場市中山 20 番 3 地先	2.60～8.70	108.89

